

阿賀川のこれからの川づくりについて あなたのご意見をお聴かせ下さい



あ が の がわ すい けい か せん せい び けい かく げん あん
**阿賀野川水系河川整備計画（原案）について、
 ご意見をお寄せ下さい。**

※いただきましたご意見は、阿賀野川水系河川整備計画策定目的以外に使用いたしません。

※河川整備計画とは、河川法の三つの目的である「治水」「利水」「河川環境の保全」が総合的に達成できるよう、今後の川づくりについて具体的に示す計画であり、法律で定められたものです。

国土交通省 阿賀川河川事務所

〒965-8567 福島県会津若松市表町2-70
 国土交通省 北陸地方整備局 阿賀川河川事務所 工務課
 TEL0242-26-6441 FAX0242-29-2777

■阿賀野川水系河川整備計画（原案）及び説明資料は下記施設でご覧いただけます。

※関係資料は12月21日（金）までご覧いただけます。（各施設の開庁時間帯にご覧下さい）

関係機関名	閲覧場所	TEL	住所
阿賀川河川事務所	工務課	0242-26-6489	会津若松市表町2-70
	北会津出張所	0242-56-2315	会津若松市北会津町三本松2982
	塩川出張所	0241-27-2168	喜多方市塩川町字籠ノ内929
	大川ダム管理支所	0242-92-2839	会津若松市大戸町大字大川字李平乙121
会津若松市役所	本庁舎	0242-39-1267	会津若松市東栄町3-46
	湊市民センター	0242-93-2111	会津若松市湊町大字共和字西田面50
	大戸市民センター	0242-92-2501	会津若松市大戸町上三寄香塩479
	北市民センター	0242-22-1066	会津若松市高野町大字上高野字村前28
	南市民センター	0242-27-1780	会津若松市門田町大字中野字大道西13
	一箕市民センター	0242-22-1788	会津若松市北滝沢2丁目5-6
	東市民センター	0242-27-2045	会津若松市慶山1丁目1-53
	北会津支所	0242-58-2211	会津若松市北会津町中荒井字諏訪前11
	河東支所	0242-75-2111	会津若松市河東町郡山字休ミ石14
	栄町第一庁舎	0242-39-1227	会津若松市栄町4-45
栄町第二庁舎	0242-39-1227	会津若松市栄町5-17	
喜多方市役所	建設課	0241-24-5245	喜多方市字御清水東7244-2
	塩川総合支所	0241-27-2113	喜多方市塩川町字岡ノ前241
会津坂下町役場	建設部建設班	0242-84-1506	河沼郡会津坂下町字市中三番甲3662
会津美里町役場	高田庁舎	0242-55-1172	大沼郡会津美里町字宮北3163
	本郷庁舎建設課	0242-56-3895	大沼郡会津美里町字北川原41
	新鶴庁舎	0242-78-2111	大沼郡会津美里町鶴野辺字広町740
下郷町役場	事業課建設班	0241-69-1177	南会津郡下郷町大字塩生字大石1000
湯川村役場	産業建設課	0241-27-8850	河沼郡湯川村大字笈川字長瀬甲875-5

ホームページからも原案をご覧いただけます。

<http://www.hrr.mlit.go.jp/agano/plan/index.html>

阿賀野川水系河川整備計画（原案）に対するご意見等につきましては、縦覧場所に設置されたアンケート用紙または、ハガキでお寄せ下さい。

国土交通省 北陸地方整備局
 阿賀川河川事務所
 TEL：0242-26-6441（代表）
 FAX：0242-29-2777

1 計画の背景

近年、河川をとりまく状況は大きく変化しています。河川には治水、利水の役割を担うだけでなく、うるおいのある生活環境の場としての役割も期待されています。また、地域の風土と文化の形成や、動植物の生息・生育・繁殖の場としての環境面など、多様な視点からの個性を活かした川づくりが求められています。

こうした中で河川法の三つの目的、

- 1) 洪水、高潮等による災害発生の防止
- 2) 河川の適正利用と流水の正常な機能の維持
- 3) 河川環境の整備と保全

が総合的に達成できるよう、河川法第16条に基づき、平成19年11月に「阿賀野川水系河川整備基本方針」が策定されました。

「阿賀野川水系河川整備計画（大臣管理区間）」（以下、本計画）は、河川法第16条の二に基づき、河川整備基本方針に沿って、今後30年程度で実施する河川工事の目的、種類、場所等の具体的事項を示す法定計画です。

本計画は、阿賀川流域の自然、社会、歴史、文化を踏まえ、安全、安心が持続でき、豊かな自然を次世代へ受け継ぎ、さらには流域の自然と人と社会が調和した活力ある地域を創造する阿賀川の整備を目指すものです。

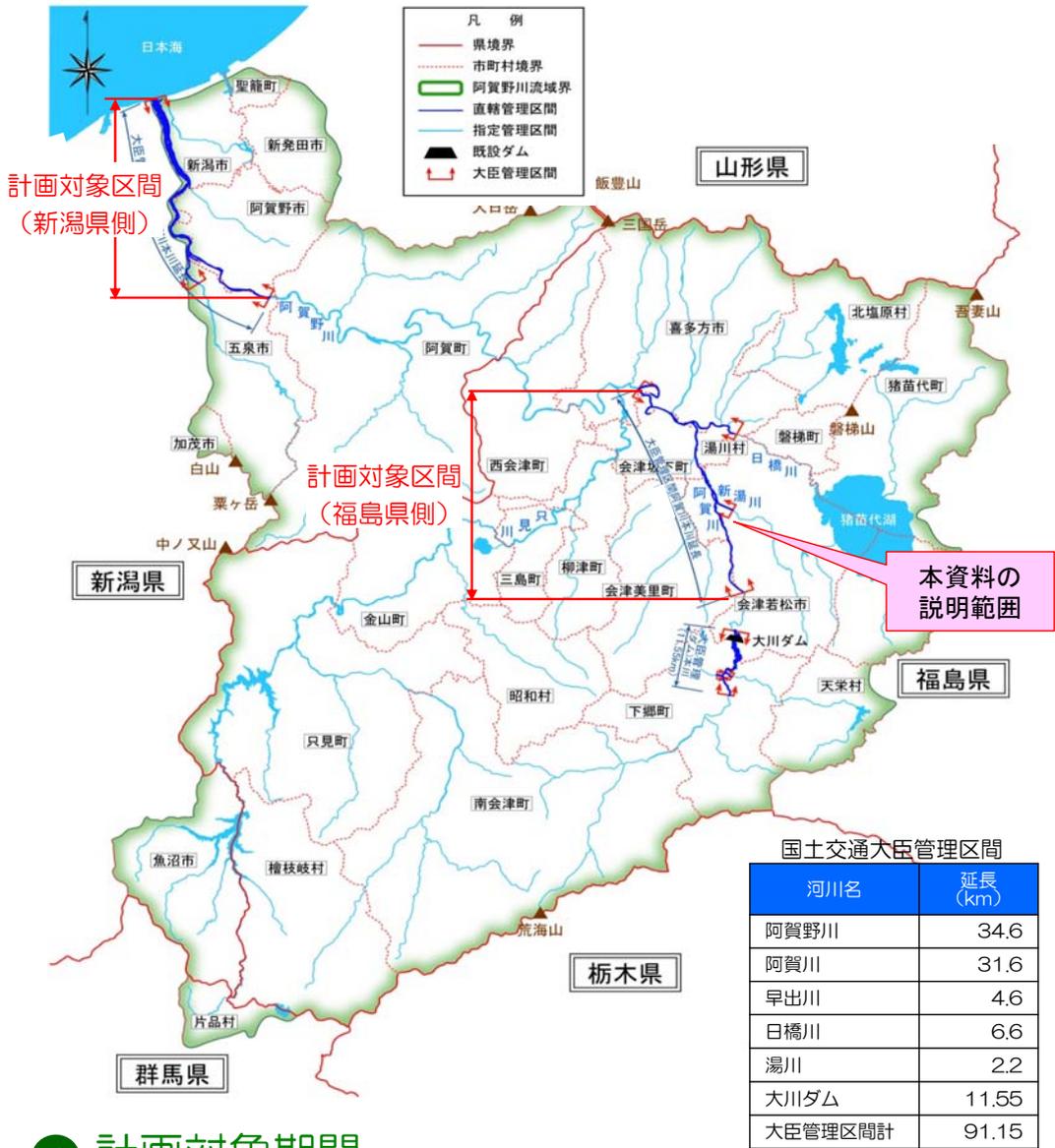
2 計画策定の流れ

～策定の経緯と今後の予定～



3 計画対象区間

本計画は、阿賀野川水系の本川及び支川のうち、国土交通大臣管理区間を対象としています。なお、この資料では福島県側について説明しています。



4 計画対象期間

本計画は、概ね30年間を対象期間としています。

なお、本計画は現時点の流域における社会経済状況、自然環境の状況、河道状況等を前提として策定したものであり、策定後のこれらの状況変化や新たな知見、技術の進捗等により、必要に応じて適宜見直しを行います。

4 阿賀野川水系河川整備計画（原案）の構成

阿賀野川水系河川整備計画（原案）は下図のような構成となっています。治水・利水・環境・維持管理の面から現状と課題を把握した上で、それぞれについて目標を掲げ、工事や維持管理の具体的な実施内容と箇所を示します。

項目	整備計画目標	工事の実施に関する事項	維持管理に関する事項
洪水による災害防止又は軽減	<p>【洪水を安全に流下させるための対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> 過去の水害の発生状況、市街地の状況、これまでの堤防の整備状況等を総合的に勘案し、阿賀野川水系河川整備基本方針で定めた目標に向けて、上下流の治水安全度のバランスを確保しつつ段階的かつ着実に整備を進め、洪水に対する安全性の向上を図ります。 上流部の阿賀川では、戦後最大相当規模の洪水（基準点山科で3,900m³/s）を流下させることが概ね可能になり、下流部の阿賀野川では、阿賀川及び只見川で安全に流下できる洪水と同じ規模の洪水（基準点馬下で11,200m³/s）を安全に流下させることが概ね可能になります。 	<ul style="list-style-type: none"> ○下流狭窄部改修（長井地区） ○弱小堤対策（堤防の整備） ○洗堰（湯川）の改築 ○支川合流点処理 	<ul style="list-style-type: none"> ○河川の巡視・点検、調査 ○河道の維持管理 ○河川管理施設等の点検・維持管理 ○河川情報の収集・提供 ○管理の高度化
	<p>【堤防の安全性確保】</p> <ul style="list-style-type: none"> 堤防の浸透に対する安全性の確保及び河岸侵食・河床洗掘による危険箇所の対策を実施し、堤防及び河岸の安全性向上を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> ○堤防の質的整備 ○水衝部における対策 	<ul style="list-style-type: none"> ○危機管理体制の整備・強化
	<p>【大規模地震等への対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> 地震による損傷・沈下等機能低下のおそれのある河川管理施設について必要な対策工の進捗を図り、地震後の壊滅的な浸水被害を軽減します。 	<ul style="list-style-type: none"> ○河川防災拠点の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ○氾濫予測情報の提供と洪水ハザードマップの見直し・普及の支援
	<p>【内水被害への対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> 排水機場および排水ポンプ車等、既存施設の運用の効率化等を図るとともに、床上浸水等の被害を軽減します。 		<ul style="list-style-type: none"> ○水防活動への支援強化
	<p>【減災への取り組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> 防災情報の高度化・提供、洪水ハザードマップ作成の支援、水防活動支援等の対策を地域と連携して進めます。 		
流水の適正な機能の維持及び	<p>【流水の正常な機能の維持】</p> <ul style="list-style-type: none"> 広域のかつ合理的な水利用の促進等、関係機関と連携し、流水の正常な機能を維持するため必要な流量として、宮古地点でかんがい期に概ね3m³/s、非かんがい期に概ね7m³/sの確保に努めます。 湧水等には、情報提供、情報伝達体制を整備し、水利使用者相互間の水融通の円滑化等を関係機関及び水利使用者等と連携して進めます。 		<ul style="list-style-type: none"> ○流況等のモニタリング ○関係水利使用者との湧水調整
	<p>【良好な水質の維持】</p> <ul style="list-style-type: none"> 環境基準を目標とし、引き続き継続的な水質モニタリングを実施し、関係機関との連携により良好な水質の維持に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ○湯川等における水質改善 	<ul style="list-style-type: none"> ○水質調査の継続実施等 ○水質事故時の対応 ○水質悪化の防止 ○啓発活動
河川環境の整備と保全	<p>【阿賀川らしい河川環境の保全、及び良好な景観の保全・形成】</p> <ul style="list-style-type: none"> 阿賀川と地域の人々との歴史的・文化的なつながりを踏まえ、河川景観や多様な動植物が生息・生育・繁殖する自然環境を次世代に引き継ぎます。 阿賀川らしい自然環境及び自然景観の保全、再生を行います。多自然川づくりの実施、魚類の移動の連続性を確保するよう検討するとともに、特徴的な河川景観に配慮した整備を進め、景観の保全と活用を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> ○工事による環境への影響の軽減等 ○多自然川づくり ○自然再生事業の推進 ○魚類の移動の連続性の確保 	<ul style="list-style-type: none"> ○河川空間の保全と利用 ○水難事故の防止 ○地域と連携した河川空間の適正な利活用
	<p>【地域との連携・協働による川づくりと河川管理の促進、および人と川とのふれあいの場の整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域住民や自治体、NPOなどと連携し、地域の文化・歴史と一帯となった川づくり、河川空間の利活用・河川環境保護活動を推進し、住民参加型の河川管理を促進します。 流域住民の生活基盤や歴史・文化・風土を形成してきた阿賀野川の恵みを生かしつつ、自然環境と調和を図りながら、自然とのふれあい、総合的な学習における環境教育ができる場として、人と川とのふれあいの場の整備を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> ○人と川とのふれあいの場の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ○不法占用・不法行為等の防止 ○環境モニタリング ○外来種対策 ○環境教育の支援 ○河川愛護の啓発 ○樹木伐採木の無償提供 ○住民参加と地域との連携による川づくり
	<p>【既存ストックの有効活用を図るための、効率的・効果的な維持管理の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> 河川管理施設が本来の機能を発揮できるよう、施設の現状を的確に把握するとともに、状況に応じた改善を行い、「治水」、「利水」、「環境」の目的を達成するために必要な維持管理水準を持続させるよう努めます。 		
維持管理			

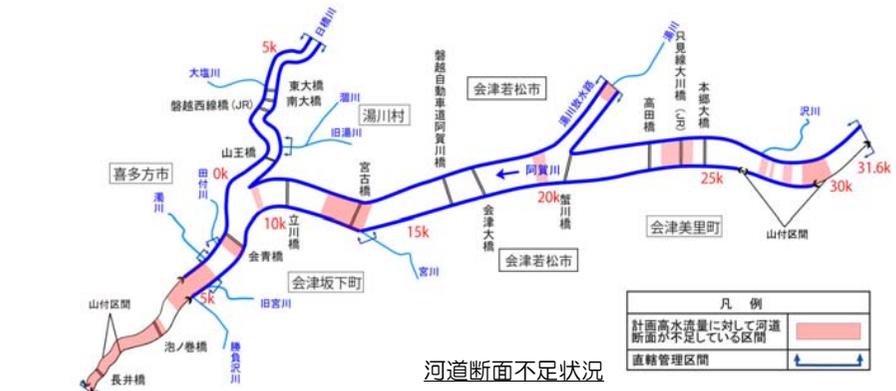
～治水に関する整備（洪水による災害防止又は軽減）～

⑤ 治水に関する現状と課題（その1）

■ 洪水を安全に流下させる河道断面の確保

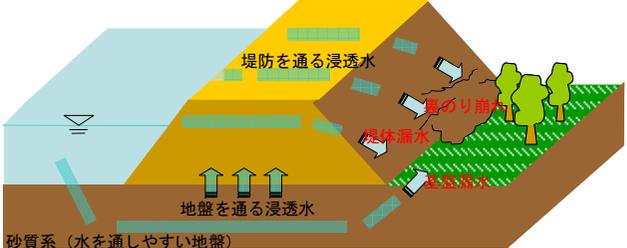
○堤防の整備状況や河床の変動等を踏まえた現況の河道と既存の洪水調節施設を評価した場合、河川整備基本方針の計画高水流量（山科地点4,800m³/s）や河川整備計画で目標とする流量を安全に流下させるために十分な河道断面となっておりません。

○下流部の一部区間では、堤防の高さや幅が不足している弱小堤防区間が存在しています。



■ 浸透に対する堤防の安全性の確保

○阿賀川の堤防は、主に昭和初期に築造され、旧川跡に築造したものや盛土材に河床材料を利用したものがあります。このような箇所では、堤防や地盤を通る浸透水により、漏水や堤防本体の土砂流出、裏法面の崩れ等の現象が発生します。これらの状態がさらに進行すると、堤防が持つ本来の機能を維持することができなくなり、破堤等の重大災害につながる恐れがあります。



弱体化している堤防で起こる現象



既往洪水における堤防の被害

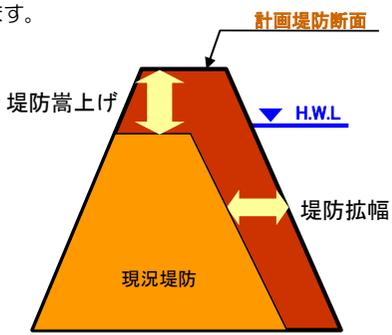
⑥ 治水対策の具体的実施内容（その1）

■ 堤防の嵩上げ・拡幅による整備

○堤防の高さや幅が不足する区間において、堤防の整備を実施します。



堤防整備の方法

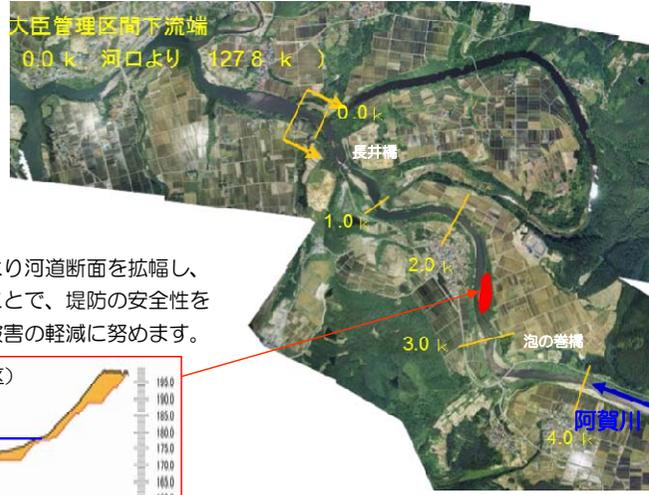
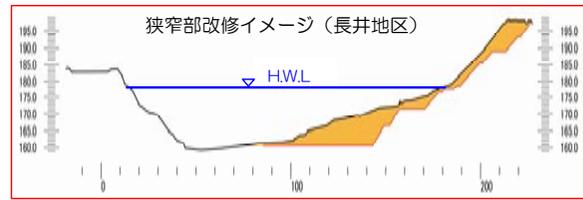


整備イメージ

■ 下流狭窄部の改修

○阿賀川直轄管理区間の最下流部は、川幅が狭い狭窄部のため、洪水時の水位せき上げが著しく、狭窄部の上流側では高い水位が長く続くことにより、堤防決壊の危険性が高まるとともに、支川や用水の排水ができなくなることによる内水氾濫が度々発生しています。

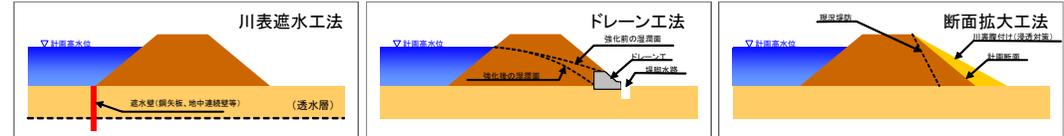
このため、狭窄部（長井地区）の改修により河道断面を拡幅し、狭窄部上流の水位せき上げを低減させることで、堤防の安全性を向上させるとともに、支川等の内水氾濫被害の軽減に努めます。



※泡の巻、津尻地区は改修済み

■ 浸透に対する堤防の質的整備

○堤防を通る浸透水や地盤を通る基盤漏水による土砂流出や、堤防の裏法面が破壊を防ぐため、堤防の安全性を高める整備を実施します。



浸透対策工法の例

■ 支川合流点処理（濁川）

○濁川との合流点付近では県管理区間の改修状況と調整しながら、河道掘削を行っていきます。

～治水に関する整備（洪水による災害防止又は軽減）～

⑤ 治水に関する現状と課題（その2）

■水衝部における堤防等の安全性確保

○阿賀川は、日橋川合流点付近では河川が大きく蛇行し、蛇行部の外側では河床が深く掘り下げられ、また、宮古橋より上流側では河床勾配が1/200以上と急激に河川の勾配がきつくなり、河川の流れが速くなることで、河床の洗掘や河岸の侵食を受けやすい状態となっています。

さらに、近年では河道内樹木の繁茂が著しく、洪水時には樹木群を迂回するような流れが発生しています。

迂回した流れが河岸の一部に集中することで、河床の洗掘や河岸の侵食が進行し、堤防本体の基礎が流されることで、破堤につながる危険があります。



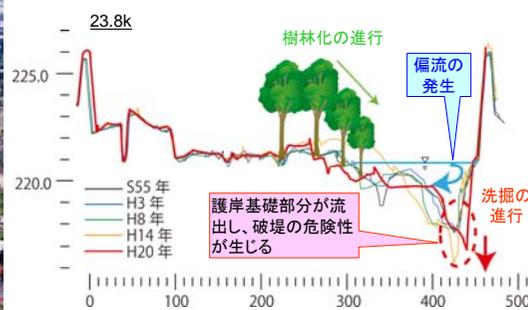
河岸侵食の状況



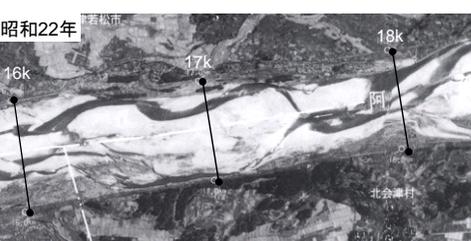
流れを阻害する樹木群

水衝部

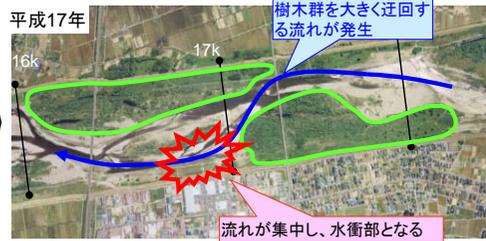
洪水時の偏流発生状況



偏流による影響

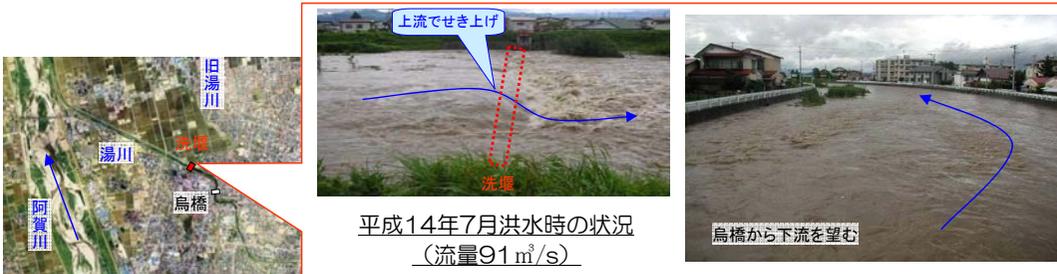


樹木群が発達



■治水上の支障となっている河川横断工作物

○阿賀川の支川湯川には、旧湯川への水量を確保するための湯川洗堰が設置されていますが、洪水時には洗堰付近で水位のせき上げが発生しています。また、洗堰の上流側では、土砂の堆積が進行することで河道の断面が小さくなっており、洪水時に堤防から越水する危険があります。

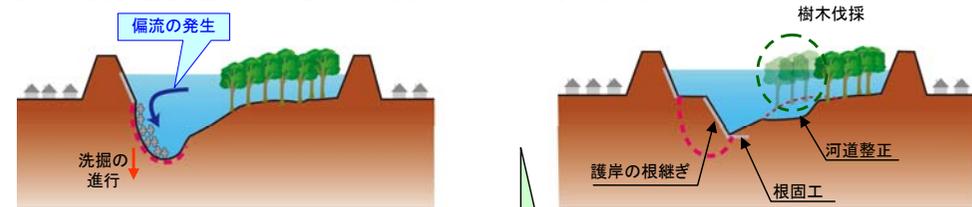


⑥ 治水対策の具体的実施内容（その2）

■水衝部における対策

○河道掘削・整正、樹木伐採を行い、流向を制御することで堤防や護岸付近の河床洗掘や侵食を抑制します。

○モニタリング調査により、洗掘や侵食に対する堤防や護岸等の安全性が不足している箇所が確認された場合は、環境事業や維持と連携を図りつつ、護岸の根継ぎ工、根固め工等の対策を実施します。



対策前



対策後



日橋川0.2kの樹木伐採の例

■樹木の管理

○河道の断面に悪影響を及ぼしている河道内樹木群については、動植物の生息・生育環境等の河川環境に配慮しつつ、伐採などの対策を実施していきます。

■洗堰（湯川）の改築

○洪水時の水位せき上げを解消するため、湯川洗堰の改築を行います。合わせて、洗堰上流部の河道掘削を行い、河道の断面を確保します。



改築後



改築後イメージ

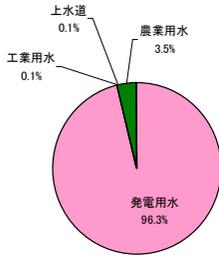
～利水に関する整備（流水の適正な利用及び正常な機能の維持）～

⑦ 利水に関する現状と課題

■ 水利用の現状

○阿賀野川水系の水利用は、約8万haに及びかんがい用水、会津若松市、新潟市等への上水道用水、新潟東港臨海工業地帯への工業用水、並びに豊富な水資源と有利な地形を利用した発電用水として広く利用されています。

○阿賀川のかんがい用水は、会津地方のほか、猪苗代湖を利用して郡山・須賀川方面（安積疎水農業水利事業）や白河方面（国営隈戸川農業水利事業）といった阿賀野川水系の流域を越えた受益地にも導水されています。



阿賀野川における使用目的別流量割合



馬越頭首工

■ 流水の現状（水量）

○阿賀川の宮古地点における過去39年間（昭和48年～平成23年）までの流量は、平均濁水流量が8.84m³/s、平均平水流量が28.33m³/sとなっています。阿賀野川水系河川整備基本方針では、正常流量は動植物の保護、景観や流水の清潔の保持等を考慮して、宮古地点においてかんがい期に概ね3m³/s、非かんがい期に概ね7m³/sと定めています。

○阿賀川では濁水が頻発しており、平成6年に発生した濁水では、瀬切れが起きました。



濁水時の瀬切れの状況（平成6年）

流況表（宮古地点）

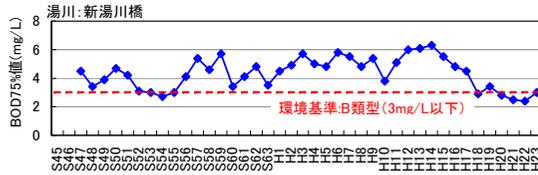
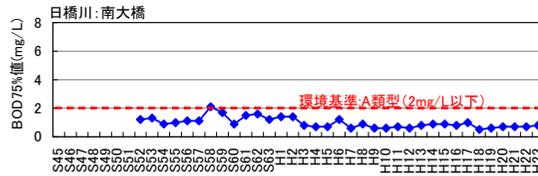
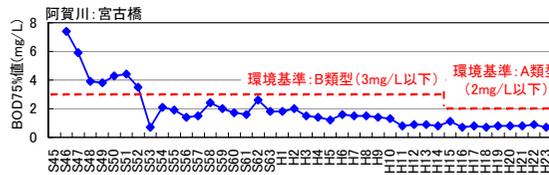
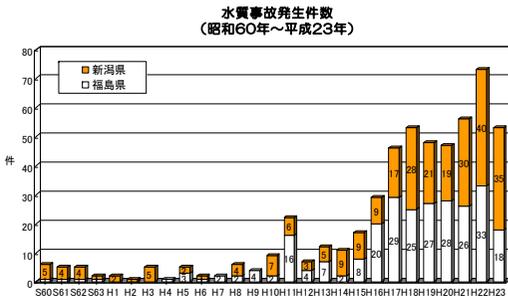
河川名	地点名	流況 (m ³ /s)				
		豊水	平水	低水	濁水	平均
阿賀川	宮古	51.14	28.33	18.88	8.84	45.98

■ 水質の現状

○阿賀川と日橋川では、清浄な水質が維持されています。○湯川は会津若松市街地を流れる貴重な水辺のオープンスペースですが、都市部の発展に伴う水質汚濁が進行し、環境基準値を上回る傾向にあります。

■ 水質事故への対応

○阿賀川や阿賀野川では、保管状況の不備による廃油の流出等の水質事故が発生しており、事故の種類によっては上水道等の取水に影響を及ぼす恐れがあります。

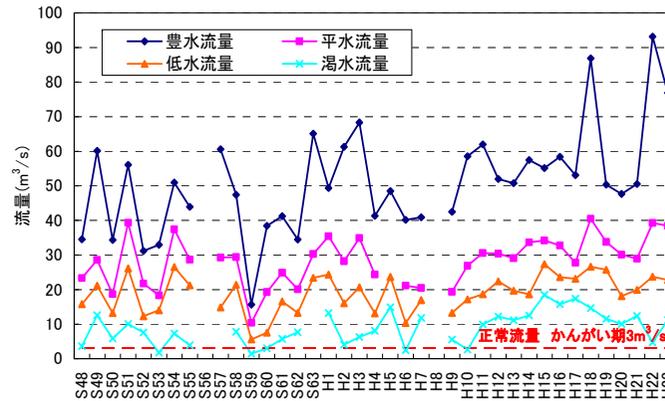


水質（BOD75%値）の経年変化

⑧ 利水に関する具体的実施内容

■ 流水の正常な機能の維持

- 流況等のモニタリング
- 関係水利用者との濁水調整



宮古地点における流況の経年変化

豊水流量：1年を通じて95日はこれを下らない流量
 平水流量：1年を通じて185日はこれを下らない流量
 低水流量：1年を通じて275日はこれを下らない流量
 濁水流量：1年を通じて355日はこれを下らない流量

■ 良好な水質の維持

- 湯川等における水質改善
- 水質調査の継続実施
- 水質悪化の防止
- 啓発活動

湯川等における水質改善

○湯川の水質改善を目指し、平成11年度より『水環境整備事業』として、汚泥浚渫、浄化施設整備、阿賀川からの浄化用水導入等を行ってきました。今後は、住民・自治体・河川管理者が一体となった事業展開を行なっていきます。



湯川の水環境を考える市民の会

濁水時には・・・

○河川の水量・水質に関する情報を迅速に提供するとともに、「阿賀川濁水情報連絡会」による情報交換や、利水者相互間の水融通を行うなどの適切な低水管理及び円滑な水利用等の濁水調整を促し、関係機関と連携した濁水被害の軽減に努めます。



阿賀川濁水情報連絡会の開催状況



～環境に関する整備（河川環境の整備と保全）～

9 環境に関する現状と課題

■阿賀川らしい河川環境

○阿賀川は、元来、出水により砂州やお筋が移動し、樹木や草本類が流出することで、礫河原を形成する河川です。礫河原は細流や瀬、淵、ワンドを形成し、生物の貴重な生育環境となっています。しかし、近年では河道内樹木の樹林化が著しくなり、礫河原が徐々に失われつつあります。



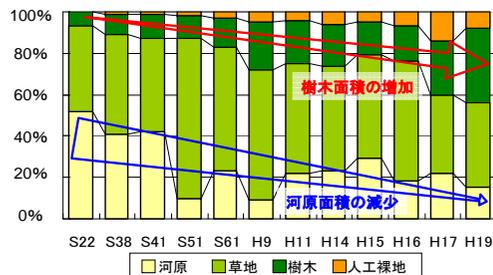
礫河原に生息するカワラハハコ

瀬と淵のある流れ

河道内樹木の樹林化



湧水のあるワンド・細流に生息する陸封性イトヨ



樹木面積の増加

河原面積の減少

■特徴的な河川景観

○阿賀川は、多くの礫河原が形成され、阿賀川の景観の特徴となっています。また、蛇行の多いみお筋は、多様な瀬と淵をつくり、遠景の山並みとの美しいコントラストのある景観をつくりだしています。さらに、上流部には大川ダム（若郷湖）や、大川沿いの渓谷で天下の奇勝とよばれ、天然記念物となっている塔のへつりなどの景勝地があります。



塔のへつり



馬越頭首工

■生物の生息・生育環境の連続性

○阿賀野川本川の大管管理区間には、4つの河川横断工作物があり、全てに魚道が整備されています。横断工作物の上下流で魚類の分布状況を見ると、生息している魚類相の変化は見られず、縦断的な生物の生息環境の連続性が確保されています。

■レクリエーション・親水施設

○阿賀川では高水敷の約60%が公園、緑地、運動公園に利用され、河川敷を利用した様々なイベントが開催されています。○防災拠点の整備を検討している宮古橋付近は、総合的な学習における環境教育等の水辺活動も含めた地域交流ネットワークの拠点としても整備が期待されています。



河川敷を利用したイベントの開催

10 環境対策の具体的内容

■工事による環境影響の軽減等

○堤防整備、河道掘削、樹木伐採等の工事の実施にあたっては、河川水辺の国勢調査等のモニタリング結果や環境アドバイザー等の意見を踏まえつつ、阿賀川が有している生物の生息・生育・繁殖環境への影響を軽減するように努めます。



工事実施に際して、工事箇所および周辺環境を把握する。
河道改変を伴う工事等、河川環境に一定の影響があると予想される場合、それに対する保全措置を検討する。
検討した保全措置を実施。
保全措置が確実に実施されているか、機能しているか確認する。

環境アドバイザーからの助言
現地指導等

工事の進め方

■多自然川づくりの実施

○礫河原、瀬や淵、細流や湧水箇所など、阿賀川らしい自然環境及び多様な河川景観を保全、創出する多自然川づくりを行います。多自然川づくりにあたっては、可能な限り河川の持つ復元力に配慮した河川管理を行います。



木工沈床

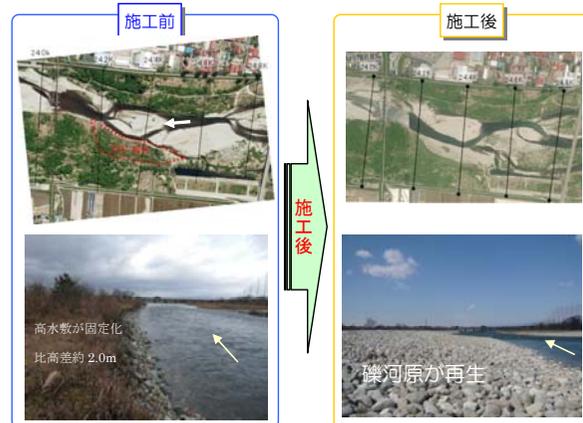
カゴマットと捨石
(会津若松市高久地区)

■自然再生事業の推進

○阿賀川は、元来、出水等によりみお筋が移動し、河道内の樹木や草本類が適度に攪乱されることで広い礫河原を再生するなど、川自身が河道内の環境を変化させるダイナミズムを有しており、それが阿賀川らしい特徴的な自然環境を創出しています。

○阿賀川らしさの象徴である礫河原や瀬・淵・ワンドの再生を目指すため、治水、維持管理と連携を図りつつ事業を実施するとともに、望ましい阿賀川の姿を目指して、順応的管理手法※により、治水対策や維持管理対策と一体となって再生に努めます。

※順応的管理手法：計画時の未来予測の不確実性を考慮し、継続的なモニタリング評価と検証によって、随時計画の見直しや修正を行いながら管理していく手法。



礫河原の再生状況（会津若松市上米塚地区）

■人と川とのふれあいの場の整備

○国道49号と阿賀川が交差する宮古橋の右岸側には、「人の駅、川の駅、道の駅」拠点整備の構想があります。地元のニーズを把握しつつ、「かわまちづくり支援事業」により、地域を連携した整備を進めています。



整備イメージ図

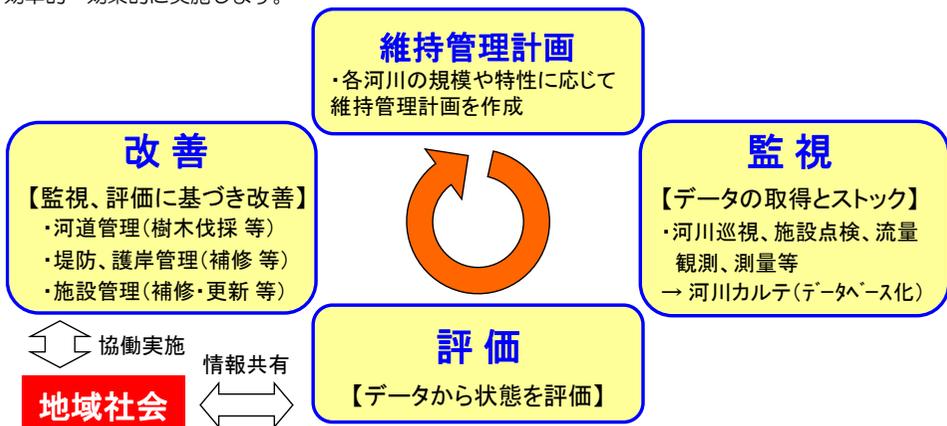
～河川の維持管理～

11 維持管理の基本的方針

河川管理施設について、施設の本来の機能が発揮されるように適切な維持管理を実施します。

■サイクル型維持管理の実施

○河川の状態変化の監視、状態の評価、評価結果に基づく改善を一連のサイクルとした「サイクル型維持管理」により効率的・効果的に実施します。



サイクル型維持管理のイメージ

■危機管理体制の整備・強化

○洪水や大規模な地震等が発生した時の被害を軽減するための、情報提供等の危機管理体制を整備・強化します。また、洪水時や大規模災害時において、広域的な活動拠点となる防災拠点について、関係機関と連携しつつ整備・活用していきます。



情報提供システムのイメージ

河川監視用CCTVカメラ

防災活動拠点の整備と活用

■河川の維持管理

○洪水に備え、日常的な河川巡視、定期的な堤防除草、樋門等構造物の点検を実施していきます。



河川巡視の様子



堤防除草の状況

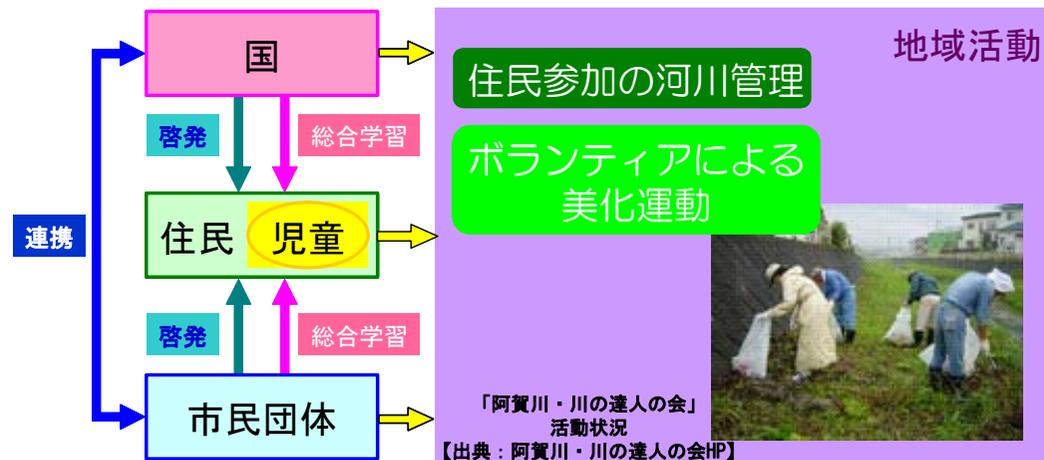


河川管理施設の点検

その他の河川整備を総合的に行うために

■地域と連携・協働する河川管理

○住民参加と地域との連携による川づくり、河川管理を推進します。



総合学習の支援



市民団体による堤防除草